

東京薬科大学における公的研究費取扱規則

平成25年7月1日

制定

(趣旨)

第1条 東京薬科大学（以下「本学」という。）における競争的研究資金（以下「公的研究費」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、他の関係法令及び資金配分機関（補助事業者）の特別の定めのあるもののほか、この規則によるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「公的研究費」とは、資金配分機関（補助事業者）が国又は国が所管する独立行政法人等（公益法人を含む。）の補助事業により配分される研究費（直接経費及び間接経費）をいう。

2 この規則において「研究代表者」とは、公的研究費の配分を受け、1人で実施する研究者、「研究分担者」とは、研究組織又は研究拠点の代表者及び他の研究機関の研究代表者から研究費の配分を受ける者をいい、「補助事業者」とは、研究代表者及び研究分担者をいう。

(事務の委任)

第3条 補助金に係る事務処理等は、補助事業者に代わり、教学IR研究推進課が行うものとする。

2 補助事業者は、公的研究費の交付内定（継続分を含む。）を受けたときは、当該補助金に係る直接経費の管理を学長に委任しなければならない。

3 学長は、前項の規定により管理する経費の経理を財務課長に委任するものとする。

(事務の取扱い)

第4条 公的研究費に係る預託金事務、契約事務、旅費事務、給与事務等に関する取扱いは、資金配分機関（補助事業者）の定めるもののほか、本学の科学研究費補助金事務取扱要項等によるものとする。

(間接経費の取扱い)

第5条 間接経費の取扱いについては、東京薬科大学における国の競争的資金による間接経費の取扱方針に基づき、適切に処理されなければならない。

(固定資産の寄附手続等)

第6条 補助事業者は、公的研究費により取得した設備、備品及び図書（以下「固定資産」という。）を所属機関に寄附を行うこととされているものにあつては、取得後直ちに寄附手続を行わなければならない。

2 前項で寄附された固定資産は、学校法人東京薬科大学固定資産管理規程に基づき機器備品台帳

等に登録し、管理しなければならない。

(研究支援者等の雇用)

第7条 公的研究費により研究支援者等を雇用する場合は、公的研究費による研究支援者等の任用に関する取扱要領の定めるところによる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、東京薬科大学教育研究審議会の議を経て、理事会において決定する。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。